

「小児医療費助成制度の拡充（案）」について

市民の皆様からの意見を募集します

少子化の進行、新型コロナウイルス感染症の長期化や国際情勢の変化による物価高騰による子育て家庭への大きな影響等、本市の子どもを取り巻く社会経済環境の変化等を背景に、川崎市では、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、小児医療費助成制度の拡充について検討を進めてまいりました。

このたび、「小児医療費助成制度の拡充（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

令和4年11月21日（月）から令和4年12月20日（火）まで

※郵送の場合は、当日の消印有効。

※持参の場合は、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで。

（土・日曜、祝日を除く）

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含）、各図書館（分館含）、こども未来局こども支援部こども家庭課（川崎市役所第3庁舎13階）

3 提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかにより、川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課まで。

- ◆ 電子メールは、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用フォームを利用。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>（11月21日～）

- ◆ 意見書の書式は自由。「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表。
- ◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課

電話 044-200-2695 FAX 044-200-3638

【問合せ先】

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課 佐藤

電話 044-200-2671

小児医療費助成制度の拡充（案）について

1 背景

●少子化の進行

本市の年少人口（0～14歳）は令和2年に約19万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれている。

また、合計特殊出生率の算定対象となる女性人口（15歳～49歳）についても同様に減少傾向が続く見込みである。本市においても少子化は避けられないものであり、その対策として子育て支援の充実が一層重要となる。

●安心して子育てできる環境づくり

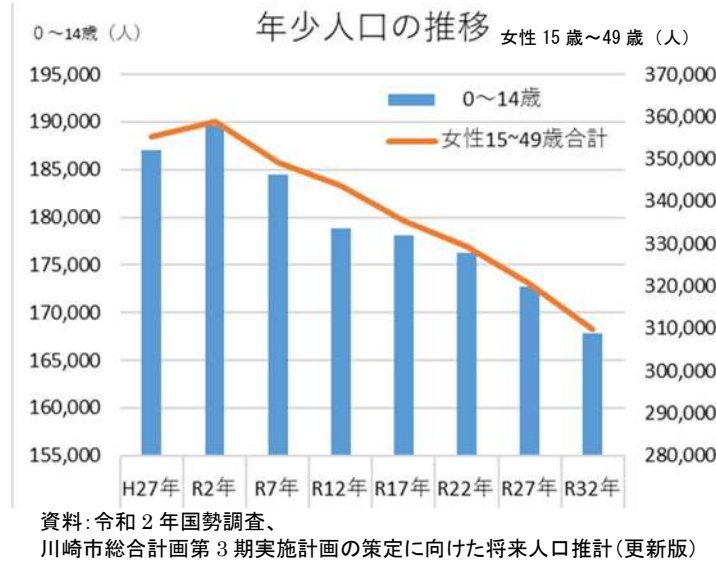
急速な少子高齢化の進行や都市化の進展に伴い核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化等による育児の不安が増大する中、子育て支援策の充実を図り、安心して子育てできる環境を持続的に確保することが求められている。

●社会経済の状況

新型コロナウイルス感染症の長期化、世界情勢の緊迫化による物価高騰が子育て世帯にも大きな打撃を与えており、医療費を心配せず安心して医療機関を利用できる本制度の重要性が増している。

●近隣都市の拡充の動き

令和4年4月現在で、通院医療費助成の対象を小学校6年生までとしているのは、県内市町村では川崎市のみとなった。また、東京都は令和5年度中に通院助成対象を高校3年生まで拡大（23区においては所得制限、一部負担金も撤廃）することが決まっている。さらに、令和4年8月には横浜市が令和5年度中に現行制度の所得制限、一部負担金を撤廃し、中学3年生まで医療費を全額助成することを発表した。



2 制度拡充の考え方

小児医療費助成制度は、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであるとの考えを基本に、川崎市として、また指定都市市長会、九都県市首脳会議等と連携し国に対して要望を行ってきたところであり、その考えは変わらず、引き続き、国に対し要望を行っていく。国や本市の子どもを取り巻く社会経済環境を背景として、安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、子育て支援策の充実に向けた取組として、本市の小児医療費助成制度を拡充する。

3 制度の変遷

本制度は川崎市小児医療費助成条例（平成7年10月施行）に基づき実施しており、医療費助成により子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とし、これまで次の通り制度を拡充してきた。

通院医療費助成対象年齢拡大		所得制限緩和等	
平成7年10月	2歳児まで（入院：中学生まで）	平成9年7月	1歳以上を緩和
平成11年1月	3歳児まで		
平成14年1月	4歳児まで		
平成17年1月	5歳児まで	平成18年4月	1歳以上を緩和
平成19年1月	小学校就学前まで		
平成24年9月	小学校1年生まで	平成24年6月	1歳以上を緩和
平成27年4月	小学校2年生まで		
平成28年4月	小学校3年生まで		
平成29年4月	小学校6年生まで	平成29年4月	一部負担金を導入（小4以上1回500円）
		平成31年1月	入院医療費助成の所得制限を廃止

※昭和48年施行の乳児医療費助成条例（通院・入院0歳のみ、所得制限無し）は、本条例施行に合わせて廃止された。

4 本市助成制度について

【現在の制度】

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分（※1） （2割）	保険医療費の自己負担分（※1） （未就学児2割、就学児3割（※2））	保険医療費の自己負担分（※1） （3割）
助成方法	現物給付（※3）	現物給付（※3）	償還払い（※4）
医療証	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり（通院医療費助成のみ）	なし

- ※1 食事療養標準負担額を除く。高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成
- ※2 小学校4年生～6年生は、通院1回あたり500円を超えた額を助成
- ※3 県内の医療機関等を受診した場合には医療証を提示することで、原則として会計窓口での医療費の支払が不要
- ※4 医療機関等を受診した場合に、一旦、会計窓口で医療費の支払いをした後、助成の申請をして払い戻し

5 制度拡充の内容

●通院助成対象年齢を中学校3年生まで拡大

- 子どもの受療率は成長とともに逡減する傾向にあるが、安心して子どもを産み育てることができるよう、市民ニーズや社会情勢を踏まえ、子どもの健やかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行っていくことが必要である。
- 指定都市等の状況を踏まえると、義務教育年齢である中学校3年生までの通院医療費助成が、標準的な水準となってきている。安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、子育て支援策の充実として、本市においても**対象年齢を小学校6年生から中学校3年生まで拡大する。**

子どもの受療率（人口10万対）厚労省患者調査

年齢階級	外 来		
	総 数	男	女
総 数	5 675	4 953	6 360
0 歳	7 276	7 439	7 105
1 ～ 4	6 517	6 670	6 354
5 ～ 9	4 377	4 495	4 253
10 ～ 14	2 764	2 899	2 623
15 ～ 19	1 923	1 734	2 123

●所得制限の撤廃

- 医療費助成は経済的な支援であるとともに、子どもの健全な育成を図る児童福祉の視点からも大変重要なものであり、保護者の所得に関わらず医療費助成が受けられるよう制度を拡充することで、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりにつながる。
- 指定都市等においては、通院助成対象年齢を中学校3年生までとするとともに所得制限の撤廃が標準となっており、少子化対策や子育て支援への取組を強化する観点から、**所得制限を撤廃する。**

一部負担金について

- 制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、保護者に一定の負担を求める**一部負担金は、維持する。**（小学校4年生以上／1回500円）指定都市20市中、18市で一部負担金を導入している。（令和4年10月現在）
- 低所得世帯への配慮として、**市民税所得割非課税世帯については、引き続き一部負担金は求めない。**

●拡充の時期

- 現行制度の医療証有効期限は令和5年8月31日であり、制度の円滑な移行を目指し、拡充時期は令和5年9月とする。

